

ご存じですか 固定資産税

償却資産

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在の、固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者に課税されます。このうち、償却資産とは事業の用に供する資産(機械、パソコン、陳列ケース、医療器具など)で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものをいいます。

注取得価額10万円未満の償却資産は、原則として申告対象外です。
また、自動車税・軽自動車税(種別割)の課税対象となるものは、申告対象から除かれます。家屋の所有者以外の人(テナントなど)がその事業のために取り付けた附帯設備など(電気・給排水設備、内装など)は、家屋と一体であっても償却資産とみなされ、取り付けた人(テナントなど)が納税義務者です。

問課税課資産税担当
TEL06-6992-1474

市税は納期内に納めましょう

固定資産税・都市計画税と個人市民税・府民税(普通徴収分)の第1～3期分および軽自動車税(種別割)を納めていない人は、至急納付してください。納期限までに納付がない場合、納付されるまでの期間に応じて延滞金が加算されます。

また、固定資産税・都市計画税の第4期の納期限は、12月2日(月)です。納期までに近くの金融機関やコンビニなどで納付をお願いします。なお、口座振替(自動払込)を利用している人は、預金残高を確認してください。

納付できる資力があるにもかかわらず納付がない場合、財産(不動産・預金・給与など)に対し、差押、公売などを行っていくことになりますので、納期限内での納付を必ずお願いします。

なお、病気や失業などの理由で納付が困難な場合は、納期限までに納税課まで連絡してください。

問納税課
TEL06-6992-1852～1854

従業員の給与支払報告書の提出

給与の支払者(事業主)には、原則として給与支払報告書の提出が義務付けられています。

市内在住の従業員がいる場合は、給与支払報告書(総括表)を送付しますので連絡してください。

また、個人市民税・府民税の特別徴収(給与から差し引き)にご協力ください。

問課税課市民税担当
TEL06-6992-1456

固定資産税の特例措置

土地に対する固定資産税は、賦課期日(1月1日)現在、住宅の敷地となっていれば、特例措置により軽減されます。

賦課期日現在、住宅を建て替え中の場合でも、前年度の賦課期日における建て替え前の住宅の所有者が同じで、建て替え後の翌年度の賦課期日における住宅の所有者であることなど、一定の要件を満たすと申告により軽減対象となります。

問課税課資産税担当
TEL06-6992-1474

固定資産税の減額措置～省エネ改修工事～

平成26年4月1日以前から所在する家屋に対して一定の省エネ改修工事を行った場合において、翌年度の固定資産税額から3分の1が減額されます。

申請手続き

改修後3カ月以内に、固定資産税の減額申請書を課税課資産税担当に提出してください。申請書は市役所2階課税課窓口にあります。

適用を受けるための要件や、申請に必要な書類など詳しくはホームページをご覧ください。

また、住宅バリアフリー改修による固定資産税の減額措置が適用されても、省エネ改修工事を行った場合は、それぞれに減額措置が適用されます。詳しくは問い合わせください。

問課税課資産税担当
TEL06-6992-1474



お知らせ

個人市府民税のよくある質問

年の途中で守口市から他の市区町村へ引っ越し(転出)した場合

個人市・府民税は、原則その年の1月1日現在に住民登録をしている市区町村で課税されます。

そのため、年の途中で守口市から他の市区町村へ引っ越し(転出)した場合でも、守口市で課税されます(転出先の市区町村では翌年から課税となります)。

問課税課市民税担当
TEL06-6992-1456

給与の年末調整

年末調整とは、サラリーマンなどの給与所得者を対象に、1年間の給与総額が確定する年末にその年の所得税を再計算し、それまでに源泉徴収していた税額との差額を還付または徴収する手続きです。

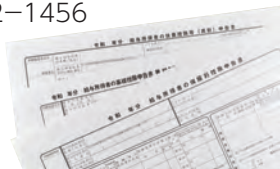
年末調整の内容は、勤務先からお住まいの市町村へ給与支払報告書として提出され、翌年の個人市民税・府民税の課税資料となります。

年末調整を受けるには、「給与所得者の扶養控除等異動申告書」を勤務先へ提出していることが必要です。また、必要に応じて生命保険料・地震保険料などの控除や住宅借入金等特別控除(2年目以降)を申告する書類を提出する必要があります。

なお、医療費控除を受けたり、初めて住宅借入金等特別控除を受ける場合は、税務署(場合により市)へ申告書を提出する必要があります。

また、ふるさと納税においてワンストップ特例制度を利用していても、確定申告もしくは住民税の申告をすると、この特例が適用できないため、申告の際に寄附金控除をあわせて申告する必要がありますので、注意してください。

問課税課市民税担当
TEL06-6992-1456



11月 市民無料相談



注祝日・休日の受付・相談はありません。ただし、生活不安や仕事の相談は日曜日にも実施する場合があります。
法律相談の同一内容の相談は原則1回です。

種別	相談名	内容	日・曜日	時間	予約方法	場所	問い合わせ先
法律	法律相談 (弁護士)	相続・離婚・金銭や土地建物の賃借や介護サービス問題など (1人30分・先着14人)	毎週木曜日	13:00～16:30	オンライン (相談日の1週間前の0:00から) 電話 (相談日の1週間前の9:00から)	市役所1階 市民相談室 101・102	人権市民相談課 TEL06-6992-1512
	法律相談 (司法書士)	相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など(1人30分・先着8人)	12日・19日・26日 第2・3・4火曜日	13:00～15:00			
	登記相談 (司法書士)	相続・贈与などの登記 (1人30分・先着6人)	13日 第2水曜日	13:00～16:00			
	税務相談 (税理士)	相続・所得・贈与税など (1人30分・先着6人)	8日 第2金曜日	13:00～16:00			
	行政書士相談 (行政書士)	成年後見・各種契約書の作成など(1人30分・先着6人)	5日・12月3日 第1火曜日	13:00～16:00			
	不動産一般相談 (宅地建物取引士)	賃貸借契約・不動産活用など (1人30分・先着6人)	5日・12月3日 第1火曜日	13:00～16:00			
行政	行政相談 (行政相談委員)	国などの行政に対する要望や苦情など	26日 第4火曜日	10:00～12:00	前日まで		
人権相談	人権相談	人権相談員による相談	毎週月・水・金曜日	9:00～12:00	当日直接	市役所5階 相談室507	
		人権擁護委員による相談	毎週木曜日	13:00～16:00			
		人権相談員による電話相談 (1人50分)	8日・22日 第2・4金曜日	17:00～20:00	当日電話		
	女性のための 悩み相談	相談員…心理臨床カウンセラー 中井紀子氏(1人50分)	5日・12日・19日・26日 第1・2・3・4火曜日	13:00～16:00	オンライン または 電話		
LGBTQ+ 人権相談	相談員…トランスジェンダー 当事者・柴谷宗叔氏	14日 第2木曜日	17:00～20:00				
福祉	福祉の 総合相談	コミュニティソーシャル ワーカーによる 福祉に関する総合相談	平日	9:00～17:30	当日直接	市役所7階守口市 社会福祉協議会	守口市 社会福祉協議会 TEL06-6992-2715
			平日	10:00～16:00 (各CCの 開催日時を 除く)		藤田事務所 (藤田町4-20-1)	
			12日 第2火曜日	10:00～12:00		北部CC	
			19日 第3火曜日			錦CC	
			26日 第4火曜日			八雲東CC	
			11月7日・12月5日 第1木曜日			庭窪 CC	
			14日 第2木曜日			南部エリアCC	
			21日 第3木曜日			東部エリアCC	
			12月3日 第1火曜日			西部CC	
			生活			生活不安や 仕事の相談	
空き家	空き家不動産 無料相談会	空き家、不動産に関する困り事 など	25日 第4月曜日	10:00～12:00	電話	市役所1階 市民相談室101	(公社)全日本 不動産協会 大阪東支部 TEL06-4250-9191
進路	進路選択 などの相談	進路や奨学金のことなど	平日	9:00～17:30	電話	市役所6階 学校教育課	学校教育課 TEL06-6995-3151
子育て	育児相談	子育ての不安や疑問など (妊娠中から相談可)	平日および 16日 第3土曜日	9:00～17:30	不要	市民保健センター 3階 あえる※	あえる TEL06-6995-7833
保険	平日夜間・ 休日窓口	国民健康保険・後期高齢者医療・ 介護保険に関する保険料の納付 相談など(一部対応できない業 務有)	18日(月) 20日(水) 22日(金)	17:30～20:00	不要	市役所2階 保険課 保険収納課 市役所3階 高齢介護課	保険課 TEL06-6992-1545 保険収納課 TEL06-6992-1537 ・1538 高齢介護課 (介護保険に 関すること) TEL06-6992-1610 ・1612・1613
			24日(日)	9:00～13:00			

※10月1日から市民保健センター3階に移転

オンライン申請はこちらから→
「申請できる手続き一覧」の「個人向け手続き」をクリックし検索してください。
注初回のみ利用者登録が必要です。

